

令和七年三月二十四日付け広島県報（定期）第二十三号に登載の広島県人事委員会規則第十五号（職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
三	改正後の欄の一 三行目	第十二条第四項	第十二条第四項
三	改正後の欄の二 三行目	第十一条	十一条
四	改正後の欄の後 ろから一〇行目	通勤手当算出基礎額	通勤手当算出基礎額
四	改正前の欄の後 ろから六行目	運賃等相当額等	運賃等相当額等